



平成 24 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ェ ヴ リ ナ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 神 代 亜 紀
(コード番号 3726 東証マザーズ)
問 合 せ 先 財 務 経 理 部 長 堀 川 大 輔
(TEL. 092 - 720 - 5420)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の純粋持株会社への移行及び株式会社ソフトエナジーホールディングス（以下「SEH」という）との経営統合に伴い、平成 24 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」という）に「定款の一部変更議案」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

本日付の「会社分割による持株会社体制への移行及び株式交換による株式会社ソフトエナジーホールディングスの完全子会社化に関するお知らせ」（以下「本プレスリリース」という）においてお知らせいたしましたとおり、純粋持株会社へ移行するのに伴い、当社の商号を変更いたします。

また、本プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、SEH、SEH の 100%子会社である株式会社ソフトエナジーコントロールズ及び株式会社エコロニュームが当社のグループ会社となることに伴い、当該会社の既存事業に加え、新規事業を推進していくために、当社の事業目的を変更いたします。

さらに、当社が純粋持株会社に移行するにあたり、持株会社として子会社等への事業資金の貸付を継続的に行うために、当社の事業目的に貸金業を追加いたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおり。

- * なお、本定款変更の効力発生は、本プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、本定時株主総会に別途付議することを予定しております、当社を分割会社、当社の 100%子会社である株式会社フェヴリナ販売を承継会社とする会社分割（以下「本会社分割」という。）に係る承認議案及び当社を株式交換完全親会社、SEH を株式交換完全子会社とする株式交換に係る承認議案がそれぞれ可決承認され、本会社分割の効力が発生することを条件といたします。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 24 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生日	平成 24 年 7 月 1 日

(別紙)

変更内容は、以下のとおりであります。(変更箇所は下線部で表示)

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社フェヴリナ</u>と称し、英文では、<u>Favorina Co.,Ltd.</u>と表示する。</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社フェヴリナホールディングス</u>と称し、英文では、<u>Favorina Holdings Co.,Ltd.</u>と表示する。</p>
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を行う外国会社の株式又は持分を取得、所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u></p> <p>①～⑲ (条文を省略)</p> <p>⑳ <u>食品、化粧品、医薬部外品の販売及び輸出入</u></p> <p>㉑～㉗ (条文を省略)</p> <p>㉘～㉚ (新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を行う外国会社の株式又は持分を取得、所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する<u>事業</u></p> <p>①～㉑ (現行通り)</p> <p>㉒ <u>食品、健康食品、化粧品及び医薬部外品の製造、販売及び輸出入</u></p> <p>㉓～㉗ (現行通り)</p> <p>㉘ <u>美容器具・美容雑貨品の製造、販売及び輸出入</u></p> <p>㉙ <u>海外及び国内の物流の情報収集と販売に関するコンサルティング業</u></p> <p>㉚ <u>健康食品・化粧品・医薬部外品・美容器具・美容雑貨品の製造・物流・小売りに関するコンサルティング業</u></p> <p>㉛ <u>特許権、商標権、実用新案権、意匠権及び著作権の取得、貸与並びに売買</u></p> <p>㉜ <u>制御機器、電源機器、通信機器及びそれらの装置の設計、製造</u></p> <p>㉝ <u>機器設備のエンジニアリング、設計、施工及び整備</u></p> <p>㉞ <u>電子機器、検査測定機器、設備診断機器及びシステムのエンジニアリング、設計、施工、製造及び整備</u></p> <p>㉟ <u>一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業</u></p> <p>㊱ <u>前①乃至㉟に掲げる事業に付随・関連する一切の事業</u></p>
<p>(2) <u>コンピューターソフトウェアの受託設計、開発及び販売</u></p>	<p>(2) <u>貸金業</u></p>

<p>(3) <u>インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用及び保守</u></p> <p><u>(4) ~ (34) (条文を省略)</u></p> <p>第3条~第37条 (条文省略)</p>	<p>(3) <u>前各号に付随・関連する一切の事業</u></p> <p><u>(4) ~ (34) (削除)</u></p> <p>第3条~第37条 (現行通り)</p>
--	---

以 上